

## 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律 要綱

### 第一 目的の改正

この法律の目的において、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定及び警戒避難体制の整備について加えるとともに、生命及び身体の安全を図る対象となる者の例示として、登山者を加えるものとする。

(第一条関係)

### 第二 基本指針の策定

一 内閣総理大臣は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないものとする。

二 基本指針においては、活動火山対策の推進に関する基本的な事項並びに火山災害警戒地域、避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定並びに避難施設緊急整備計画、防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項等について定めるものとする。

三 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央防災会議の意見を聴かなければならないものとする。

四 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならないものとする。

(第二条関係)

### 第三 警戒避難体制の整備等

#### 一 火山災害警戒地域

1 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができるものとする。

2 内閣総理大臣は、1の警戒地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならないものとし、この場合において、関係都道府県知事が意見

を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。こと。

3 内閣総理大臣は、1の警戒地域を指定をするときは、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならぬものとする。こと。

4 内閣総理大臣は、3の公示をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付しなければならないものとする。こと。

(第三条関係)

## 二 火山防災協議会

1 一 1の警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。こと。

2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成するものとする。こと。

- (1) 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
- (2) 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又は

その指名する職員

(3) 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する

職員

(4) 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

(5) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

(6) 当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

(7) 火山現象に関し学識経験を有する者

(8) 観光関係団体その他の当該道府県及び市町村が必要と認める者

3 火山防災協議会において協議が調つた事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

（第四条関係）

三 都道府県地域防災計画に定めるべき事項等

1 都道府県防災会議は、一 1 の警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならないものとする。

(1) 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(2) 市町村防災会議等が四 1 (2) 及び(3)に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項

(3) 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

(4) (1) から(3)までに掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 都道府県防災会議は、1 に掲げる事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならないものとする。

(第五条関係)

#### 四 市町村地域防災計画に定めるべき事項等

1 市町村防災会議は、一 1 の警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、当該警

戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならないものとする。

(1) 三 一 (1) に掲げる事項

(2) 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項

(3) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(4) 市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項

(5) 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあつては、これらの施設

設の名称及び所在地

イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

(6) 救助に関する事項

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、市町村地域防災計画において1(5)に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発生時における1(5)の施設を利用して利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、1(1)に掲げる事項として1(5)の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならないものとする。

3 市町村防災会議は、1に掲げる事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならないものとする。

(第六条関係)

## 五 住民等に対する周知のための措置

警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を

記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないものとする。 (第七条関係)

## 六 避難確保計画の作成等

1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた四15)の施設(六において「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用して利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(六において「避難確保計画」という。)を作成しなければならないものとする。

2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならないものとする。

3 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならないものとする。

4 市町村長は、2及び3により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用して利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができるものとする。

5 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、3の避難訓練に参加しなければならないものとする。

6 避難促進施設の所有者又は管理者は、3の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができるものとする。

(第八条関係)

七 警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備

火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域（警戒地域に該当する地域を除く。七において「準警戒地域」という。）をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議及び準警戒地域をその区域に含む市町村の市町村防災会議は、それぞれ都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他準警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならないものとする。

(第九条関係)

八 登山者等に関する情報の把握等

1 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（八において「登山者等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならぬものとする。

2 登山者等は、その立ち入ろうとする火山の爆発のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保その他の火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めるものとする。

（第十一条関係）

#### 第四 火山現象の研究観測体制の整備等

国及び地方公共団体が火山現象の研究及び観測のために努めることに、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保を加えるものとする。

（第三十条関係）

第五 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の活動火山対策特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第四条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第五条から第七条まで関係)